

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成31年2月13日
開会時刻	午後1時41分
閉会時刻	午後2時48分
出席委員名	◎浜口和久 ○辻 孝記 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 野崎隆太 福井輝夫 藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について
	2 喫煙対策について
	3 第3期伊勢市環境基本計画の策定方針について
	4 伊勢市自殺対策推進計画（案）について
	5 第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）について
	6 日中一時支援「フレンズ」の移転整備について
	7 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について
	8 伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について 《報告案件》
	9 管外行政視察の実施について
説明者	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康課長、健康課副参事
	福祉総務課長、障がい福祉課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事
	その他関係参与

協議経過

中山委員長が開会を宣言し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について」外7件を協議した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後1時41分

◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について】

◎浜口和久委員長

それでは、「伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

教育長。

●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、「伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について」の外、報告案件も含めまして全部で8件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして、所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いをいたします。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

それでは、「伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について」、御説明申し上げます。

今回の内容は、朝熊町にあります伊勢廃棄物投棄場の機能を移転した上、パークアンドバスライドの駐車場とし利用するため、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。「1 現状」といたしまして、廃棄物投棄場の現状

でございますけれども、恐れ入りますが3ページの上段の図をあわせてごらんください。

伊勢廃棄場は、図の水色の範囲を昭和47年10月に開設し、赤の破線の範囲、平成10年9月に廃止をいたしました。黄色の破線の範囲が現在の廃棄物投棄場であり、面積は約2万3,000平方メートルでございます。施設といたしましては、旧缶類の破砕機とその建屋、ストックヤード、その他附帯施設がございます。また、瓦れき類や側溝土砂の仮置き場として利用しております。

次に、1ページの(2)のパークアンドバスライド駐車場についてでございますが、平成15年度から神宮周辺の交通渋滞対策としまして、三重県営サンアリーナの駐車場や周辺の民地を利用して、パークアンドバスライドを実施してまいりましたが、東日本大震災以降、企業の進出やメガソーラーの設置、また高台への学校移設の計画がされるなど、駐車場としての利用の可能な用地が減少しております。

恐れ入りますが、4ページをごらんください。これは、アリーナ周辺のパークアンドバスライド駐車場の示しております赤枠が現在利用している駐車場で、緑の枠が平成30年度以降利用できなくなる駐車場で、青枠が今後利用できなくなる予定の駐車場でございます。なお、黄の枠が、今後パークアンドバスライド駐車場として整備を予定しております伊勢廃棄物投棄場でございます。

再度、1ページをごらんください。「2 今後の方針」でございますけれども、2021年の秋には国体が開催され、ほかにも大規模な集客イベントが想像されることから、伊勢廃棄物投棄場を廃止し、機能に移転させることにより、現敷地を交通対策の駐車場として利用するものでございます。

恐れ入りますが、3ページの下段の図をごらんください。黄の枠の部分に盛土し、駐車場として利用を予定しているところでございます。黄色の楕円で囲んだところが現在の廃棄物投棄場施設であり、これを道を挟んだ東側の緑色のところに、機能に移転する予定でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、2ページ目をごらんください。上段が2017年度から2021年度までのアリーナ周辺の駐車場可能台数の変遷を示しております。下段に投棄場の整備スケジュールを示しております。現在、仮置きしております側溝土砂を搬出し、投棄場施設を移設し、伊勢市廃棄物条例の一部を改正し、土砂整正した後、駐車場として利用するものでございます。

なお、今後、地元自治会と協議に入らせていただき、整備を進めたいと考えております。

以上、「伊勢廃棄物投棄場の駐車場利用について」の御説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【喫煙対策について】

◎浜口和久委員長

次に、「喫煙対策について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

それでは、「喫煙対策について」、御説明申し上げます。

資料2-1をごらんください。まず、「1 経過」でございますけれども、平成30年6月12日に開催されました教育民生委員協議会に報告させていただきました。以降の取り組みとしまして、(1)の分煙環境の整備につきましては、伊勢市駅前における喫煙所の整備について、庁内及び関係者と連携し、協議し、整備場所の候補地選定を行うとともに、整備の概略仕様の検討を実施してまいりました。(2)の路上喫煙対策の指定につきましては、平成30年9月に路上喫煙対策に関する審議をいただくため、伊勢市環境審議会に諮問し、同年11月に答申を受けました。答申内容につきましては、資料2-2のとおりでございますので、後ほど御高覧いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、「2 今後の取組み(予定)」でございますけれども、(1)の分煙環境の整備につきましては、伊勢市駅前における喫煙所の整備について、庁内及び関係者、地権者と協議を進め、整備場所、整備の詳細仕様について早期に決定し、整備を図ってまいります。

(2)の路上喫煙禁止区域の指定につきましては、伊勢市環境審議会から答申を受けて、制度の詳細設計及び具体的な区域を審議するため、新たな審議会を設置し、伊勢市を美しくする条例改正案及び路上喫煙区域案の策定を進めてまいります。

最後にスケジュールでございますけれども、資料2-1の裏面をごらんください。3月定例会におきまして、伊勢市附属機関条例に伊勢市路上喫煙対策審議会を設置する改正案を上程させていただき、御承認いただければ4月に同審議会へ伊勢市を美しくする条例の改正案と路上喫煙禁止区域の指定案を諮問し、議会で御協議を賜りながらパブリックコメントを実施し、同審議会にて答申を受けた後、条例改正、区域指定の御協議を賜り、2020年1月に告示をし、周知期間を設けた後、施行していく予定でございます。

以上、「喫煙対策について」、御説明を申し上げます。何とぞ御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

このことでちょっと一つ、二つお聞かせください。まず1点目、今度審議会というのができるらしいんですけれども、今、全国オリンピックに合わせてもそうですけれども、ずっと進められている喫煙対策とか、もしくは受動喫煙の防止の関係のものというのは、全

てたばこ規制枠組条約という国際条約のもとにずっと行われているというのは、当然担当課、3課とも御存じだとは思いますが、まずこの審議会の構成のメンバーの中で、規制枠組条約の中でこういった禁煙施策とか、もしくは受動喫煙の防止の観点の施策をつくるときには、たばこ産業の利益者もしくは受益を得ている者からの政策の擁護というのがこれ、ガイドラインの中にもうたわれています。これは国際条約の中で。当然それは御存じだとは思いますが、この審議会の構成メンバーの中にいわゆるたばこ産業に係る人が一人も入らないというような方針でいるのかどうか、まずお聞かせください。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

委員仰せのとおり、こういう観点も十分考慮しまして、審議いただく委員を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

同じく同じところで聞きたいんですけども、今この議会の議論の中でも、過去委員会の中の御答弁の中でも、議会の請願があったのでという話があるんですけども、あれ自体も本来はたばこ産業の利益者から出てきている請願で、国際条約と照らし合わせたときに、余り僕、適合していると思わないんですけども、先ほど言った公共政策に対しては、たばこ産業の利益者からの擁護というのがこれ国際条約でうたわれているので、その中で請願をよりどころとするのは少しちょっと違うんじゃないなと思うんですけども、そのあたり国際条約についてどんなふうに理解されていますか。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

委員仰せのとおり、国際条約がありまして、この中ではたばこに関する告示とか包装上の表示、規制等がございます。また、喫煙されることから、屋内の職場、公共の運輸機関、屋内の公共場所においては、受動喫煙のどうのこうのという健康増進案の改正も取り組むという形的には進めておりますけれども、今回につきましては、本市として取り組みとして考えておりますのは、路上喫煙対策としまして、喫煙禁止区域及び喫煙所を整備しまして、たばこのポイ捨てということを目的に、喫煙を促進するものではなく、分煙環境を整備して受動喫煙の防止に寄与するという考え方で、ポイ捨ての観点で取り組みたいと考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。ポイ捨ての観点でというのは、もういささかそれが全てじゃないような気はするんですけども。もう1点、1月24日、ことしの。法律が新しく施行されたというか、改正された後に、一部施行がされているのも御存じかなと思うんですけども、一部施行の中で国及び地方公共団体の責務という部分が改正健康増進法の中で施行されているんですけども、その中で、多数の者が利用する施設等の管理権限者等は、20歳未満の者を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととするという文面があるのは、これ御存じですかね。多分、御存じだと思うんですけども、今の実際、宇治山田駅に置いてある喫煙場所とか、もしくはこの市役所の関連の喫煙場所に20歳未満が入れるかどうかという話をしたときに、入れないところは1個もないんじゃないかと思っているんですけども、そのあたりこの改正健康増進法が1月24日に変わってから、実際チェックの体制とか多分何もっていないと思うんですけども、これ実際、今どんな状況かってもし御答弁がいただけたらいただけますか。

◎浜口和久委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

おっしゃられるように、特に見張っておって20歳未満の人が入るというふうなことを阻止しておるといふような現実というのは、現状ではございません。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。受動喫煙の防止であるとか、もしくは先ほどのポイ捨ての禁止というのをうたうために、ある程度喫煙可能場所というのを例えば喫茶店も含めてマップにしたりとか、そういう動きをするのは僕はなしではないと思っているんです。

ただ、本来の公共施策としては、ポイ捨てがどうのこうのというのじゃなくて、例えばここに日本医師会の常任理事の人の資料もありますけれども、うちの国での非感染症の疾病の外因の死亡数第1位は喫煙って、これは健康福祉部の部長さんが先ほど答弁されたのであえて言うんですけども、実際死亡原因の第1位が喫煙とかいふふうな形になってきているんです。なので、本来のたばこの害をどうやって避けるかとか、たばこ規制枠組条約で求められているものというのは、いかに健康的に最終的に生きるかというような視点しかないわけで、究極は禁煙、2番目が分煙なんだと僕は思っております。なので、その

あたりの視点だけはこれから条例改正をするに当たっても、絶対に失ってはいけないものだと思っております。当然、路上喫煙の禁止区域というのも、そのための設定だと思っておりますので、この範囲はポイ捨てしてはいけませんというような話じゃないと思っておりますので、この範囲は人がたくさんいるから、ここで吸うのはやめてくださいというような規定だと思っておりますので、その視点だけは失っては僕はいけないかなと思っておりますので。もう1点だけ、これ罰則というのは、今の時点ではどちらか考えられていますか。

◎浜口和久委員長
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

審議会の中で御審議いただくということもございますけれども、今のところ考えておりません。

以上でございます。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。でしたら、よそのいろんなところも研究をして、当然罰則がついているところもあれば、ついていないところもありますし、ほかのところは条例をつくってからさっきの健康増進法が改正されたという経緯も当然ありますので、いろんなところを研究して、実際罰則を適用したほうがいいのかよくないのか。どっちが効果が高いのかということも含めて、ぜひとも御検討いただければと思います。

以上です。

◎浜口和久委員長
他に御発言のある方は。
一人だけか。
福井委員。

○福井輝夫委員

今、野崎委員のほうからも、まず禁煙だと。ほんで分煙というようなことで、いろいろお言葉いただいております。たばこについては、やはりそれがたばこの煙が嫌だとか、大変気にする方もおられる。私自体はたばこは吸わないんですけども、分煙というのは必要なものだと思っております。今、伊勢市駅前のこれ喫煙場所の整備ということであつたわけしております。これは私も伊勢市駅前に時々立つんですが、観光客の方、しょっちゅう聞かれます。この近くで喫煙できる場所ないですかと。以前は外宮参道に喫煙場所をわざわざ設けてみえる店舗もございましたが、今はもう撤去されたりしております。やっぱり臭

いとかそういうことを、違うお客さんがそれを気にされる方もおるんじゃないかと思いません。その中で、やっぱり駅前に分煙箇所は必要だと私自身は考えておるわけなんで、これを今後、以前からこの伊勢市駅前については検討されてきておりますが、今の状況大して進歩があったようには見えません。今後の整備の中で地権者との協議という1項目が加えられておりますけれども、そういう面で今この付近だったらいいんじゃないかと思われるような案というのか、そんなんがあるようであれば、教えていただきたいと思えます。

◎浜口和久委員長
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

議員仰せのとおり、いろいろな場所を選定して考えておりまして、今ある程度の場所が確定をしてきている状況ではございます。まだどこだということは申し上げられませんけれども、地権者との交渉をさせていただいているという現状でございます。

以上でございます。

◎浜口和久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。私がなぜ伊勢市駅前に固執するのかというと、駅前でいろいろな仕事に従事されてみえる方多々おります。誰がとは言いませんが、その方、やっぱりたばこを吸う方も見えます。そして、隅のほうでたばこを吸ってみえる。その吸ったたばこを近くの側溝へ捨てているという現実もございます。それは確認してあります。そういうようなことで、やはり環境の整備、美化、そういう面もありますし、隅のほうで吸うこと自体、やはり目に時々つくということは、観光客の目にもとまることもあるかと思えます。そういう中で、やはりちゃんとした整備はしておくべきではないかというふうに思っておりますので、その辺現状たばこが側溝に捨てられておるとか、そういうようなことを認識はございますでしょうか。

◎浜口和久委員長
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

言われるとおり、前回も議会の中で福井委員のほうから言われておりまして、確認もさせてもらって、そういうこともございますので、認識はしております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

よろしく願います。そういう面で、やはりみんなが気持ちよく訪れられる伊勢市、伊勢市駅といえば伊勢市の観光の顔でございますから、その辺についても積極的に分煙対策お願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。これで終わります。

◎浜口和久委員長

よろしいですね。

それでは、他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 2 時09分

◎浜口和久委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

【第 3 期伊勢市環境基本計画の策定方針について】

◎浜口和久委員長

次に、「第 3 期伊勢市環境基本計画の策定方針について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

環境課長。

●古布環境課長

それでは、「第 3 期伊勢市環境基本計画の策定方針について」、御説明申し上げます。

資料 3-1 をごらんください。始めに、「1. 現行計画の概要」ですが、環境基本計画は伊勢市環境基本条例第 8 条に基づき、定める計画となっております。第 1 期の計画につきましては、平成 22 年度から 26 年度、第 2 期は平成 27 年度から 31 年度となっております。第 2 期計画を策定いたしました際には、第 1 期計画で掲げた長期的な視点から見た理念「伊勢市の環境のめざす姿」及び基本方針、基本目標につきましては変更を加えず、その内容を継承し、環境施策の目標、施策の展開、計画期間内の重点事業を中心に、時点修正することにより策定しております。

資料 3-2 に計画の概要版を添付させていただきました。後ほど御高覧ください。

次に、地球温暖化防止実行計画ですが、今回、環境基本計画への地球温暖化防止実行計画の内包を考えておりますので、地球温暖化防止実行計画の概要につきましても御説明いたします。地球温暖化防止実行計画は、環境基本計画を上位計画としておりまして、地球

温暖化防止対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項に基づき、定める計画でございます。計画期間につきましては、平成24年度から32年度（2020年度）までとなっております。

資料3-3に計画の概要版を添付させていただきました。後ほど御高覧ください。

続きまして、裏面をごらんください。第3期伊勢市環境基本計画策定の基本的な考え方ですが、3点ございます。一つ目は、計画の全部改定を考えております。第1期計画策定から約10年が経過をし、社会環境等の変化への対応、市総合計画改定や人口ビジョン策定等による市の施策方針との整合性を図るため、第1期計画で掲げた長期的な視点から見た理念、伊勢市の環境の目指す姿及び基本方針、基本目標を含む全面的な計画の見直しを考えております。二つ目は、地球温暖化防止実行計画の内包です。地球温暖化防止実行計画は、2020年度までの計画期間となっておりますが、計画の整合性、一貫した審議、策定事務の効率化、効率的で柔軟な計画管理を図るため、1年前倒しして環境基本計画へ地球温暖化防止実行計画を内包し、策定することと考えております。最後に、計画期間につきましては、平成31年度（2019年度）に策定し、2020年度から2029年度の10年計画としまして、5年目の2024年度に見直しを行うものと考えております。

なお、この策定方針につきましては、昨年11月15日開催の伊勢市環境審議会におきましても御了承をいただいているところです。

以上、「第3期伊勢市環境基本計画の策定方針について」、説明させていただきました。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

第3期の計画を策定するという事なんですけれども、2期の基本計画を見せていただきますとちょっと気になることがありますので、二つほど聞かせていただきたいと思います。一つ目は再生可能エネルギーの導入促進というところなんですけれども、これ計画期間内の重点事業というところにあるんですが、これについて重点事業1、太陽光発電設備設置の推進というふうにあるわけですが、今実際、伊勢市内でも随分こういう施設がつくられてきているんですけれども、一部の住民の方から、周辺の住宅環境などをちゃんと配慮しているのかと。これによって反射光なんか非常に夏なんかですと大変な暑さになったりするとか、そんなような話もあるんですけれども、こういう面について、つまり太陽光パネルの設置について何らかの規制というか、そういったことについては考えていただいているのかどうかお聞きしたいと思うんですが。

◎浜口和久委員長

環境課長。

●古布環境課長

太陽光パネルのほうの規制というんですか、そういうふうなものにつきましては、市のほうとしましては、例えば景観計画の中で高さ10メートルを超えるものとか、太陽電池モジュールの合計面積が1,000平米を超えるようなものについてとか、届け出が必要であるとか、そういうふうな規制はありますし、国のほうのガイドラインというか、県のほうもそういうふうなものも策定はしているところでございます。

以上です。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

特に太陽光発電設備というのは、またこれまでのそういう景観条例とは別の問題が出てきていると思いますので、その辺についても検討をお願いしたいと思うんです。太陽光パネルについて、ごみの問題が大きな問題になっているというふうなことを私、資源エネルギー庁のサイトで拝見しているんですけども、2040年になると太陽光パネルのごみが大量に出てくると。太陽光パネルというのは、種類によって異なる有害物質が含まれている。その物質というのは、鉛であったりセレン、あるいはカドミウムなどが含まれているというんです。こういったものが2040年以降、廃棄について問題になってくるということが資源エネルギー庁の文書でも言われているんです。こういったことについて、今後伊勢市として何らかの対策は考えていく必要があると思うんですが、現段階でどのように考えていただいていますでしょうか。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

パネルの廃棄ということで、リサイクルということでガイドラインも国のほうから出ております。2回ほどガイドライン出ております。また、さっき委員仰せのとおり、資源エネルギー庁のほうから有害物質の対応ということで出ておまして、ハウスメーカーであるとか住宅の部分ですね、そういうところとの県と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

これそれぞれの家庭に設置している部分もあるんですけども、企業として大規模につくっているところがあるんです。そうすると、やはりこれ本当に2040年になったときにどう

なんのかと非常に不安もありますもので、その辺についても対策をしっかりと今から考えていく必要があるんだと思います。これ一つ目なんですけど、もう一つ、二つ目なんですけれども、水環境の保全についてなんですけど、勢田川の水質汚濁について指摘をされておりまして、この水質汚濁の原因として、生活排水の河川への流入があるというふうに言われて、そのことから下水道の整備をというふうに書かれているんですけども、生活排水もあるんですけど、一部の方から産業排水が垂れ流されている部分があるというふうなことをお聞きすることがあります。ある工場団地なんですけれども。それについて、何らかの規制もする必要があると思うんですけど、まずは今、水質汚濁の状況についてきちんと調査されているのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

◎浜口和久委員長
環境課長。

●古布環境課長

勢田川につきましては、毎月調査をしている部分が、これが勢田川だけで7カ所ほど毎月調査をしているところでございます。

以上です。

◎浜口和久委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

これ、どういうところでどういうふうな汚染物質が出ているのかと、非常に大きな問題ですものですから、丁寧に分析をして考えていっていただきたいと思います。産業排水についても、市として把握していただいているかどうかわかりませんが、これについても訴えをお聞きしておりますので、その点についてまた今後も相談もさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市自殺対策推進計画（案）について】

◎浜口和久委員長
次に、「伊勢市自殺対策推進計画（案）について」を御協議願います。
当局からの説明をお願いいたします。
健康課副参事。

●高村健康課副参事

それでは、「伊勢市自殺対策推進計画（案）について」、御説明いたします。

本計画は、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策推進計画の策定が義務づけられたことから、策定を行うもので、自殺対策を総合的に推進するための計画であります。

資料4-1をお願いいたします。今回は、昨年11月20日の教育民生委員協議会で御協議賜りました伊勢市自殺対策推進計画（案）のパブリックコメントが終了いたしましたので、その実施結果と計画（案）の修正について御説明させていただくものでございます。

パブリックコメントの結果につきましては、意見募集を平成30年12月1日から31年1月4日まで約1カ月間実施し、お一人の方から3件の御意見をいただきました。いただきました御意見の内容は、地域ネットワーク、地域コミュニティは抽象的でわかりにくい、自殺対策の取り組みはPDCAサイクルで行ってほしい、会議の公開及び自殺対策の取り組みのアピールについてで、その概要は裏面の2ページに記載のとおりでございます。いただきました御意見に対し、内容を精査した上で市の考え方を記載しております。結果としまして、1件の御意見は計画（案）に反映をさせていただき、その他の御意見は、今後の自殺対策を推進していく上で参考にさせていただきたいと考えております。

続きまして、3ページの別紙1をごらんください。意見募集結果による修正は1カ所であり、資料4-2の計画（案）36ページ、推進体制イメージ図の下に語句の説明を追記いたしました。

また、その他の修正につきましては、平成29年の自殺死亡数や自殺死亡率の値が公表されましたことから、計画（案）の4ページから5ページにかけてグラフや表に数値の追加をいたしております。

もう1点、大変申しわけございませんが、7ページの性・年代別総死亡に占める割合に誤りがありましたことから、数値及び網かけの箇所、説明文につきましても修正をさせていただいております。詳細につきましては、資料4-2が修正の内容を反映した最終的な伊勢市自殺対策推進計画（案）となっておりますので、後ほど御高覧いただけたらと思います。

以上、「自殺対策推進計画（案）について」、御説明させていただきました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）について】

◎浜口和久委員長

次に、「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）について」、御説明申し上げます。

資料5-1をごらんください。本計画は社会福祉法に基づき、幅広い住民参加と官民の社会福祉関係者の総合協力により、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、地域福祉の推進を図るために策定するものです。平成30年11月20日開催の教育民生委員協議会においては、計画策定の概要やスケジュール等について御協議いただいたところでございますが、このたび計画（案）がまとまりましたので、お示しするものでございます。

「2 計画策定までの体制等」をごらんください。計画策定に当たりましては、伊勢市地域福祉計画推進委員会から御意見をいただき、また計画策定に係る諸調査としてアンケート調査、さらにはパブリックコメントを実施して、計画に反映しております。

パブリックコメントにつきましては、恐れ入りますが、資料5-2の1ページをごらんください。パブリックコメントの結果概要でございます。昨年12月1日から約1カ月間、意見募集を行った結果、2名の方から14件の意見をいただきました。その内容は2ページ以降に記載のとおりでございますが、御意見に対しまして内容を精査した上で、市の考えを記載させていただきました。結果といたしましては、10カ所について修正を行い、その他の御意見は今後の地域福祉政策推進の上で参考とさせていただきたいと考えております。このパブリックコメントの意見を反映した最終的な第3期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）が資料5-3でございます。

恐れ入りますが、資料5-1に戻っていただき、計画（案）のポイントについて説明させていただきます。「3 計画の基本理念」でございますが、総合計画において福祉分野が目指す、「誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」の実現に向け、本計画の基本理念を、「みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまち」とさせていただきます。

次に、「4 計画が目指すこと」でございますが、相互に支える、支えられるという関係を構築し、人、分野、世代を越えて、地域の皆さん全員が活躍できる地域共生社会の実現を目指したいと考えております。

最後に、「5 基本目標と重点項目」でございますが、本計画では三つの基本目標を掲げております。一つ目は、みんなの課題を丸ごと受けとめる仕組みづくりとして、丸ごと受けとめる相談体制の推進を重点項目に掲げ、取り組んでまいります。二つ目は、みんなが参加できる共生の場づくりとして、気軽に集える場づくりを重点項目に掲げ、取り組んでまいります。三つ目は、地域でつながる人づくりとし、支え合い、助け合う人づくりを

重点項目に掲げ、取り組んでまいります。

詳細につきましては、資料5-3を後ほど御高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）について」、御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【日中一時支援「フレンズ」の移転整備について】

◎浜口和久委員長

次に、「日中一時支援「フレンズ」の移転整備について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

それでは、「日中一時支援「フレンズ」の移転整備について」、御説明申し上げます。

資料6を御高覧願います。障がい児の日中一時支援を実施しておりますフレンズにつきましては、施設類型別計画におきまして、小俣保健センターから空き施設の有効活用として、御菌総合支所へ移転をすることとしておりました。今般、移転先をハートプラザみその1階の集団検診室に変更して整備いたしたいと考えております。御菌総合支所につきましては、移転に伴う改修費用等の精査を行ったところ、トイレ、エレベーター、階段手すりの改修や防火基準適合への対応等、3階にすることから想定外の工事が必要となり、多額の費用を要することが判明いたしました。このことから、ほかの施設の利活用も含めて、費用対効果の観点で検討を行った結果、移転先の変更を行うものでございます。現在、集団検診室は一般利用の施設としておらず、健康課のみの相談事業等に使用しているところでございます。

なお、フレンズの移転後、健康課の相談事業等はハートプラザみその内の他の施設を利用により、実施することといたします。

今後の予定でございますが、3月議会定例会へフレンズの設置条例の制定及びハートプラザみその条例の改正につきまして、提案させていただきたいと考えております。新年度には指定管理者の公募、改修工事を経て、来年4月に移転開設をしたいと考えております。

以上、「日中一時支援「フレンズ」の移転整備について」、御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からも少しお話を聞かせていただければと思います。今回の移転場所が変更になったということで、手すりやトイレ、エレベーター、防火対策等で多額の費用が発生することが見積もりとしてわかったとお伺いしておりますが、実際に想定していた費用、移転先へのそれについてお示しいただくことは可能でしょうか。

◎浜口和久委員長

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

当初は御菌総合支所の3階ということで、旧議場の跡を利用させていただく予定で考えておりました。そこは平面の部分がありますので、床の改修とあと一部改修というところで、500～600万円ぐらいの想定を考えさせていただいたところなのですが、御菌総合支所でちょっと設置をさせていただこうと思いましたが、やっぱり2,000万円を越えてくるような想定になってきておりますので、エレベーターの改修やら、その辺が随分大きなものになってきております。ですので、ちょっとその辺が余りにも金額が大き過ぎて、ほかのところはないかということで設定をまた考えさせていただきました。

以上です。

○宮崎誠委員

ありがとうございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】

◎浜口和久委員長

次に、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」を協議願います。
当局からの説明をお願いいたします。
情報戦略局参事。

● 辻情報戦略局参事

それでは、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、御説明を申し上げます。

これは、昨年11月20日開催の教育民生委員協議会でお示しをいたしました第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果等を御報告するものでございます。

資料7-1をごらんください。「1 経過」でございますが、先月には共生ビジョン懇談会にパブリックコメントの結果等を報告し、御意見等を伺っております。

次に、「2 パブリックコメントの実施結果」について御説明いたします。（1）意見募集方法から（4）意見募集の期間については、記載のとおりでございます。（5）意見募集の結果でございますが、お二人の方から2件の御意見をいただきました。

その内容と御意見に対する市の考え方について御説明をいたしますので、資料7-2をごらんください。1ページから4ページに記載のとおり、持続可能な開発目標、SDGsや第一次産業に関する御意見、また観光振興、出会い・結婚への支援、図書館サービスの充実、人材育成に係る取り組みについて御意見をいただき、それらに対する市の考えは記載のとおりでございます。結果といたしましては、御意見を受けての共生ビジョンの修正等はありませんが、いただいた御意見は各市町で共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

次に、パブリックコメント以外に文言の修正等を行っておりますので、御説明をさせていただきますと思います。

資料7-3をごらんください。まず、この中の12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。こちらの修正でございますが、各市町の名産・特産品の表記について、漢字、平仮名、片仮名が混在しておりましたので、統一をさせていただきました。赤字の箇所が該当部分でございます。

恐れ入ります。17ページをお開きいただきたいと思います。17ページの図表12、こちらの修正は伊勢市の医科診療所の件数について伊勢保健所に最終確認した結果、休止施設が1件あることが判明いたしましたので、追記をさせていただきました。なお、22ページ以降には、各取り組み事項の表がございますが、この表中の事業費の数値が現在見込み値となっておりますので、31年度予算確定後に修正のほうをさせていただきますと考えております。御理解のほどよろしく願いをいたします。

恐れ入りますが、資料7-1にお戻りいただきたいと思います。資料7-1の裏面をごらんいただきたいと思います。裏面の「5 今後の予定」でございますが、前回の協議会で新規取り組み案としてお示しをいたしました児童発達支援センターの設置、運営につきまして、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、南伊勢町が連携の意向を示されております。当該取り組みにつきましては、3月定例会へ協定変更に係る議案を提出し、議決が得られましたならば、これらの市町と変更協定を締結し、本日お示ししております第2次共生ビジョン（案）の取り組みに追加し、ビジョンの策定とさせていただきますと存じます。

以上、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、御説明を申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について】

◎浜口和久委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」、当局から報告をお願いいたします。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」、御説明を申し上げます。

資料8-1をごらんください。まず、「1 概要」につきましては、平成27年10月に策定をいたしました伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成30年度の進捗状況について、外部有識者で組織する伊勢市まち・ひと・しごと創生会議による評価、検証を行いましたので、その答申書を添えて御報告するものでございます。

恐れ入りますが、資料8-2、平成30年度伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理表、横の表になっておりますが、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。この中のオレンジ色の表記が教育民生委員協議会関係分でございます。なお、基本目標③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるの施策①結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援、また基本目標④暮らしやすい生活圏をつくるの施策の①及び③については、複数の常任委員協議会に関連する内容として、黒字で表記をしております。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。これは、指標等の変更箇所一覧表でございまして、上段1の表は当初の目標を達成したもの等について数値等を見直したもので、見直し後の数値で今回の評価を行っております。また、下段2の表は目標値の設定年度が経過したことにより、改めて数値を設定するもので、次年度の進行管理から適用いたします。教育民生委員協議会関係分は記載のとおりでございますので、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

それでは、この進行管理表の構成について、簡単に御説明を申し上げますので、恐れ入りますが、3ページをごらんください。一番上には基本目標の番号とその施策の基本的方向を、その下には具体的施策ごとに重要行政評価指標、KPIでございますが、この進捗状況及び目標達成度を記載しております。目標達成度については、既に目標値達成のA、目標値達成可能のB、目標値未達成または達成が困難な状況のCの3段階評価としております。その下には、主な取り組み内容としまして、主要事業の平成29年度決算額と平成30年度の予算額、そして事業概要を記載し、最下段の項目として4ページのとおり、今後の

取り組みの方向性を記載しております。

全体の進捗状況を御説明申し上げますので、前後して申しわけございませんが、2ページをもう1度ごらんいただきたいと思っております。総合戦略に掲げる四つの基本目標の指標について、基準となる策定時の数値と平成28年度から30年度までの各年度の実績値及び目標値を記載するもとともに、表の一番右側には先ほど御説明いたしました各基本目標における具体的施策の目標達成状況を記載しております。教育民生委員協議会所管の具体的施策の目標達成状況につきましては、合計で七つの指標がございますが、その七つの指標中、A評価が1件、B評価が5件、C評価が1件でございますが、C評価は11ページにございますが、11ページ的具体施策、保育体制の整備でございます。個々の具体的施策の説明は割愛させていただきますが、30年度の基本目標の実績数値につきましては、全体的に前年より芳しくない状況で、人口減少も進行しているところでございます。こうしたことから、今後につきましても、各取り組みの推進を一層図ってまいりたいと考えております。なお、19ページから21ページにかけて、こちらには具体的施策に係る重要業績評価指標の推移の一覧ということでおつけしておりますので、また後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、答申の内容について御説明いたしますので、最後の資料8-3をごらんいただきたいと思っております。全般的事項としましては、総合戦略に掲げる基本目標の達成に向け、各部署間で連携した取り組みを進めること、また、総合戦略で取り組む各支援制度が有効に活用できるように、制度のPRに努めるようにとの御意見をいただいております。個別事項については、魅力ある市の将来ビジョンを示して、子育て支援環境や高齢者が住みやすい環境の充実に努めること、また、男女共同参画意識の普及のため、企業との連携を進めることについて御意見をいただいております。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件であります。特に発言がありましたらお願いをいたします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
暫時休憩いたします。

次は管外行政視察の件でございますので、当局の方は退出をお願いいたします。
どうも御苦労さまでございました。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時44分

【管外行政視察の実施について】

◎浜口和久委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は、3月定例会での議決が必要となりますことから、御協議をお願いするものでございます。

まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いをいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時46分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いをいたします。

藤原委員。

○藤原清史委員

実施する方向で行っていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

実施する方向でということで、御発言をいただきました。

管外行政視察については、6月定例会までに実施することと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

管外行政視察を実施するということを御決定いただきましたので、視察項目につきまして御協議をお願いいたします。

視察項目につきまして、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

なお、伊勢市病院事業に関する事項、伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項、子ども・子育て支援に関する事項、これが継続調査案件でございますので、これ以外でどこかというふうな視察項目の御希望がありましたらということでお願いをいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

はい、わかりました。

なければ、視察項目の御希望が出てきましたら、2月20日水曜日までに正副委員長または事務局に申し出をお願いしたいと思います。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

閉会 午後2時48分